

別添3（第2条関係）

障がい者施設等物価高騰対策支援補助金 対象施設・事業所等

対象となる施設・事業所の種別 ※1		補助額
入所・居住系 ※2	○施設入所支援 ○救護施設	定員50人以上 75万円 /施設
		定員50人未満 45万円 /施設
	○短期入所	— 14.8万円 /事業所
	○共同生活援助	— 15.8万円 /事業所
	○宿泊型自立訓練	— 30万円 /施設
通所系	○生活介護 ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援 A型・B型 ○地域活動支援センター	— 14.8万円 /事業所
	○児童発達支援 ○放課後等デイサービス	— 12万円 /事業所
訪問・相談系	○居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護 ○保育所等訪問支援 ○就労定着支援 ○自立生活援助 ○相談支援事業	— 8万円 /事業所

※1 令和7年4月から9月の期間内のいずれかにおいて、事業実績を有する施設・事業所を対象とし、休業中のものを含まない。

一施設（事業所）で複数のサービスを実施している場合は、サービス種別ごとに補助金を支給する。

高齢者施設等として、本補助金の支給を受ける場合は、対象外とする。

※2 定員については、令和7年9月末時点で判断する。